

令和4年度

福岡県の特別支援教育



【太陽】

福岡県立築城特別支援学校
肢体不自由教育部門 小学部C類型
グループ作品

【蜜蜂】

新宮町立新宮東中学校
3年
山根 啓正 さん



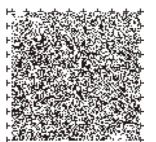
【生い茂る命】

福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校
2年
福地 佳菜 さん

※在籍学校及び学年は、令和3年度現在のものです。

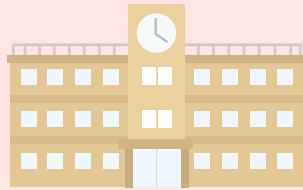


福岡県教育委員会



幼稚園、小・中学校、高等学校等における教育①

幼稚園、小・中学校、高等学校等では、特別支援教育に関する「校内委員会」の設置や「特別支援教育コーディネーター」の指名などの体制が整備され、通常の学級に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する適切な指導及び支援が組織的に行われています。



特別支援教育に関する校内委員会

全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行います。

特別支援教育コーディネーター

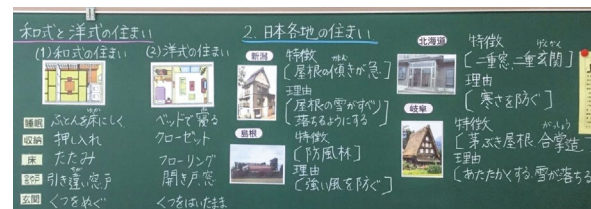
- 校内委員会・校内研修の企画・運営
- 関係諸機関・学校との連絡調整
- 保護者からの相談窓口



通常の学級における取組

全ての学校や学級に、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が在籍する可能性があることを前提として、一人一人の状況や発達の段階に応じた十分な学びを確保できるよう工夫しています。

その1つの取組例として、「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」があります。これまでの教科等の教育と特別支援教育で培ってきた有効な指導方法を、下に示す「シンプル」「クリア」「ビジュアル」「シェア」の4つの視点として設定し、授業設計の段階から取り入れて、全ての児童生徒が学習活動に主体的に参加し、学習内容をよりよく理解できる授業を目指すものです。



ユニバーサルデザインの視点

シンプル

指導内容を分析し、本のねらいやめあて、発問、提示する情報を絞ります。

ビジュアル

思考や言語などの情報を、図や具体物などを用いて視覚的に提示します。

クリア

児童生徒の思考過程を踏まえて、授業展開の筋道を明確にします。

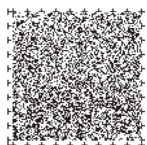
シェア

意図的にペアやグループなどで話し合う場を位置付けます。

参考：福岡県教育センター紀要No.192「通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」(H27・3)

通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒に関わる教員の指導力向上を目指します

福岡県の重点課題研究として、中学校区内の学校に在籍する、特別支援教育に関する豊かな指導経験等があるアドバイザー教員をその校区の小・中学校に派遣し、通常の学級における特別支援教育の更なる充実を図る取組を令和2年度から4年度にかけて宗像市で行っています。



通級による指導

小・中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障がいを含む障がいのある児童生徒は、教科等の指導を通常の学級で受けながら、学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする「自立活動」に相当する指導を受けることができます。これにより、通常の学級における授業においてもその指導の効果が発揮されることにつながります。

対象者は、次のとおりです。

- 言語障がい者
- 自閉症者
- 情緒障がい者
- 弱視者
- 難聴者など
- 学習障がい者（LD）
- 注意欠陥多動性障がい者（ADHD）



〈小学校での通級による指導の様子〉

状況に応じたコミュニケーションを身に付けるため、ビンゴゲームを通して、受け答えのタイミングを学習しています。



〈高等学校での通級による指導の様子〉

将来を見通し心理的な安定を図るため、様々な人たちの働く姿の映像を視聴し、望ましい勤労観・職業観を育成しています。

県立高等学校等における通級による指導

福岡県では、県立高等学校及び中等教育学校の後期課程に在籍する生徒を対象とする通級による指導を、拠点校4校で実施しています。

●対象となる障がい

自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）

●通級指導期間

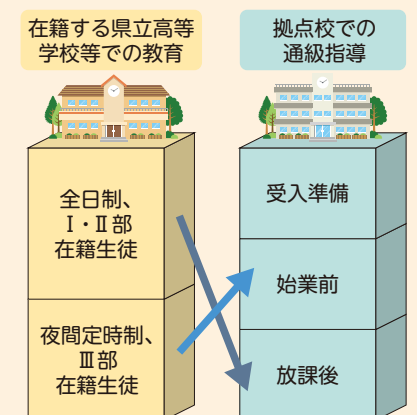
原則として、1年生の2学期の初めから3年生の1学期の終わりまで（週当たり最大100分間）

●指導内容

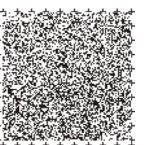
学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする「自立活動」に相当する内容

●拠点校

地区	学校名	所在地
北九州	ひびき高等学校	北九州市戸畑区天籟寺1丁目2-1
福岡	博多青松高等学校	福岡市博多区千代1丁目2-21
筑後	明善高等学校	久留米市城南町9-1
筑豊	嘉穂東高等学校	飯塚市立岩1730-5



高校通級の指導時間（イメージ）



幼稚園、小・中学校、高等学校等における教育②

特別支援学級

小・中・義務教育学校には、下表に示される障がいのある児童生徒のために、必要に応じて特別支援学級が設置されており、障がいの状態に対応したきめ細かな指導を受けることができます。

障がいの種類	指導内容等
知的障がい	基本的な生活習慣の確立や体力づくり、日常生活に必要な言葉や数、社会生活や職業生活につながる知識や技能などについて、実際に活動することを通して段階的に学習するなど、個に応じた生活に役立つ内容を指導しています。
肢体不自由	一人一人の障がいの状態に応じて適切な教材・教具を用いるとともに、必要に応じて情報機器などを活用しながら、各教科等の指導を行うほか、歩行や筆記などに必要な身体の動きに関する内容を指導しています。
病弱・身体虚弱	慢性疾患などによって医療又は生活規制を必要とする児童生徒に、学習・生活上の困難の改善・克服を図る指導を行っています。病院内の学級では、元の学校と連携を図り、回復後すぐに学校生活に適應できるよう各教科等を指導しています。
弱視	拡大文字教材、拡大読書器、照明の調整など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導しています。また、弱視レンズの活用の仕方や視覚によってものを認識する力を高めることなどを指導しています。
難聴	身の回りの音や話し言葉の聞き取りや聞き分けなど、児童生徒の聞こえを生かして補聴器等の活用にも努め、抽象的な言葉の理解を深めることなどを指導しています。
自閉症・情緒障がい	自閉症の児童生徒や、話す能力があるにもかかわらず周囲の影響によって情緒が不安定となり特定の場面で話をしなくなる（選択性かん黙）児童生徒等、学校生活への適應が困難な児童生徒を対象として、各教科等の指導のほか、心理的な安定を図り、場面に応じて行動できる力を育てることなどを指導しています。
言語障がい	一人一人の興味・関心に応じた会話等を通して、コミュニケーションの意欲や態度を高め、正しい発音や楽に話す方法を指導しています。



〈自立活動の様子〉

手順表を活用し、注文票に合わせて模型の種類や個数を指定の場所に置くことができます。



〈国語科学習の様子〉

古典の学習で、和歌に親しんでいます。学習の最後に、百人一首に挑戦し、2チームに分かれ、覚えた札を取って競争しています。

	月	火	水	木	金
	朝読書など				
1	自立活動	国語	国語	国語	国語
2	国語	算数	社会	算数	算数
3	算数	外国語	図工	自立活動	社会
4	理科	社会	理科	理科	家庭
	給食・昼休み・そうじ				
5	体育	総合的な学習の時間	算数	音楽	道徳
6	総合的な学習の時間		学級活動	外国語	体育

小学校特別支援学級の時間割の例（肢体不自由）

	月	火	水	木	金
	朝読書など				
1	日常生活の指導（朝の会）				
2	国語	体育	国語	算数	自立活動
3	生活単元学習				
4					
	給食・昼休み・そうじ				
5	音楽	算数	総合的な学習の時間	国語	体育
6	クラブ	日常生活の指導		音楽	図書

小学校特別支援学級の時間割の例（知的障がい）

※「自立活動」とは、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導において行われる指導であり、自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目標としています。

※「日常生活の指導」とは、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように、衣服の着脱等の基本的生活習慣の内容及び挨拶等の日常生活や社会生活において必要で基本的な内容を指導するものです。

※「生活単元学習」とは、生活上の目標の達成及び課題の解決のために、運動会等の学校行事を中心とした行事単元、さつまいもの苗植え等の季節の生活を中心とした季節単元等を設定し、自立的な生活に必要な事柄を実際・総合的に指導するものです。

※教科等を合わせた指導（「日常生活の指導」や「生活単元学習」等）は、知的障がいのある児童生徒に対する指導の形態です。

特別支援学級・通級による指導の充実に向けて

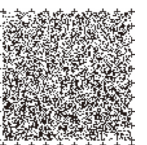
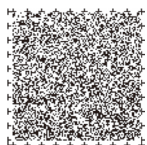
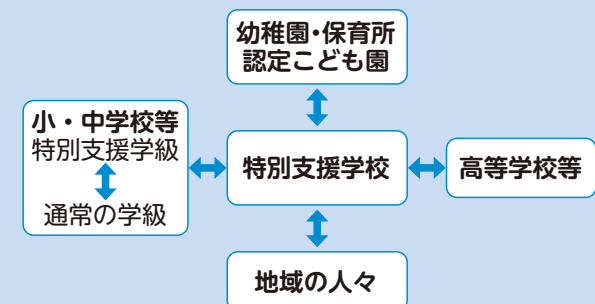
特別支援学級や通級による指導で学ぶ児童生徒は、年々増えてきており、個々の教育的ニーズも多様化しています。そのため、児童生徒一人一人の願いや特性を生かし、将来の進路に結びつく教育課程の編成と校内の支援体制構築が重要となっています。福岡県教育委員会では、特別支援学級や通級による指導における特別の教育課程を学校で編成する際に、参考となる手引を作成しています。

福岡県 特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引

検索

交流及び共同学習

特別支援学級や特別支援学校では、幼児児童生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、一部の教科や特別活動などの時間に、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校等の幼児児童生徒や地域の方々と共に活動したり、地域の行事に参加したりする交流及び共同学習を行っています。



特別支援学校における教育

視覚障がい教育

身の回りの人や物が見えにくかったり、ほとんど見えなかったりする幼児児童生徒は、特別支援学校で視覚障がい教育を受けることができます。

視覚障がい教育を行う特別支援学校では、見え方の状態に応じて触る教材や拡大した教材、ＩＣＴの活用など各種の教材・教具を活用し、幼稚園、小・中学校、高等学校に準じた教育を行っています。また、高等部には、普通科、生活技能科、保健理療科のほかに専攻科として保健理療科、理療科、研修科を設置しています。

聴覚障がい教育

身の回りの音や話し声が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする幼児児童生徒は、特別支援学校で聴覚障がい教育を受けることができます。

聴覚障がい教育を行う特別支援学校では、補聴器や人工内耳の装用による聴覚活用や、手話や指文字の使用によるコミュニケーションと言語活動の充実を通して、言語力を高める指導に重点を置きながら、幼稚園、小・中学校、高等学校に準じた教育を行っています。高等部には、普通科のほかに、専攻科として産業技術科、商業技術科を設置しています。

知的障がい教育

記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがあり、社会生活などへの適応が難しい児童生徒は、特別支援学校で知的障がい教育を受けることができます。

知的障がい教育を行う特別支援学校では、一人一人の実態に応じて、社会適応能力や集団参加の力、職業への適応能力を身に付けさせ、豊かな成長を図るために、集団での指導や個別指導を取り入れた教育を行っています。

※「作業学習」とは、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。



〈国語科学習の様子（小学部）〉

点字教科書を読み、点字タイプライターでノートを取っています。



〈自立活動の様子（中学部）〉

手話を交えながらインタビューをしています。お互いに言葉に気を付けながら活動を行っています。



〈作業学習※の様子（高等部）〉

校内清掃の実習を行っています。様々な資機材を使い、心を込めて丁寧に清掃しています。

肢体不自由教育

歩行や筆記などの日常生活動作が困難な児童生徒は、特別支援学校で肢体不自由教育を受けることができます。

肢体不自由教育を行う特別支援学校では、可能な限り、自らの力で学校生活を送ることができるよう、施設設備に様々な配慮をした上で、小・中学校、高等学校に準じた教育を行っています。

学習指導では、身体の動きの状態や認知の特性等を考慮したり、適切な補助具やＩＣＴを活用したりして、積極的に学習できるようにしています。

病弱教育

慢性の病気にかかっていたり、病気になりやすかったりして、継続して医療又は生活規制を必要とする児童生徒は、特別支援学校で病弱教育を受けることができます。

病弱教育を行う特別支援学校では、一人一人の病気や健康の状態等に十分配慮した上で、学校や病院内の教室で、小・中学校、高等学校に準じた教育を行っています。

各教科の指導においては、身体活動の制限や学習環境等に応じて、教材教具や入力支援機器を活用したり、指導内容を適切に精選したりしています。



〈美術科学習の様子（中学部）〉

作品制作を行っています。自分のイメージを絵具と筆を使って伸び伸びと表現しています。



〈国語科学習の様子（小学部）〉

国語科の授業で、タブレット端末を活用して、自分の意見をまとめる学習をしています。

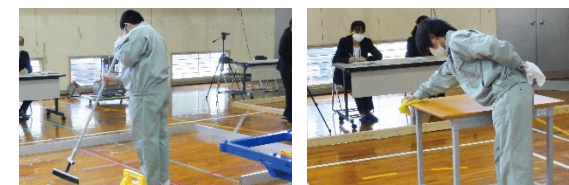
訪問教育

障がいの状態が重く、通学又は寄宿舎で生活して教育を受けることが困難な児童生徒は、特別支援学校で訪問教育を受けることができます。訪問教育は、特別支援学校から家庭、児童福祉施設、医療機関等に教員を派遣して指導を行う教育の形態です。

卒業後の自立と社会参加を目指した取組

特別支援学校技能検定事業

就労に必要な知識・技能・態度を身に付けるとともに、卒業後の社会生活・職業生活への意欲や自信を高めることを目的として、清掃検定（種目：テーブル拭き・自在ぼうき・水モップ）を行っています。



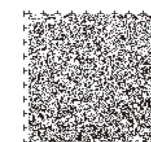
上級検定（令和３年度）

特別支援学校生徒ＩＣＴ活用就職支援事業

外出が困難で就労を目指すことが難しかった生徒であっても、職業生活に必要な情報処理技能を身に付けたり、将来の在宅就労も視野に入れた進路選択の幅をひろげたりすることを目的として、ＩＣＴを活用した就職支援に取り組んでいます。



タブレット端末を使って遠隔操作（イメージ）



特別支援学校学習指導要領活用の手引

福岡県教育委員会では、学習指導要領の改訂に伴い、理解しておきたい考え方や重要なポイントを15のQ＆Aで解説した手引を作成しました。特別支援学校だけでなく、小・中・高等学校でも参考にしてください。

特別支援学校学習指導要領活用の手引 検索

教育相談

- 児童生徒指導相談室**（子どもホットライン24）
毎日24時間、専任の相談員がお子さんの成長・発達や就学などについての相談に応じます。

メールでの相談の場合（各地区共通）
hotline24@pref.fukuoka.lg.jp

相談機関名	電話（※印はFAX利用可）
福岡教育事務所	※092-641-9999
北九州教育事務所	0949-24-3344
北筑後教育事務所	0942-32-3000
南筑後教育事務所	0942-52-4949
筑豊教育事務所	0948-25-3434
京築教育事務所	※0979-82-4444

- 福岡県教育センター**【糟屋郡篠栗町高田268 教育相談専用電話 092-947-1923（FAX利用可）】
相談内容 …… 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援に関すること
相談対象者 …… 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の児童生徒、保護者及び教育関係職員
※乳幼児の保護者も対象とします。
相談方法 …… 電話相談、来所相談、メール相談（福岡県教育センターホームページからアクセス）
相談時間 …… 午前9時から午後5時（毎週月～金曜日：ただし来所相談は、午後4時まで）
※祝日と12/29～1/3を除く（来所相談は、事前の電話予約をお願いします。）

- 心と体の発達教育相談**
原則として7月～8月頃に県内各地を会場として就学前児の保護者に対して巡回教育相談会を実施しています。詳細は、お住まいの市町村教育委員会又は最寄りの教育事務所にお尋ねください。

教育事務所	電 話	F A X	市 郡 名
福岡教育事務所	092-643-0115	092-643-0121	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 宗像市 糸島市 古賀市 福津市 那珂川市 糟屋郡
北九州教育事務所	0949-25-1203	0949-24-3345	直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡
北筑後教育事務所	0942-32-3089	0942-32-3040	久留米市 小郡市 朝倉市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後教育事務所	0942-53-7198	0942-53-7527	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 八女郡 三潴郡
筑豊教育事務所	0948-25-2603	0948-25-4948	田川市 飯塚市 嘉麻市 田川郡 嘉穂郡
京築教育事務所	0979-83-3603	0979-83-3606	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

特別支援教育に関するセンター的機能

特別支援学校では、地域において幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校に対する教育上の支援（教員、保護者に対する相談支援など）を行うなど、特別支援教育に関するセンターとしての役割の充実に努めています。
また、教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、障がいのある幼児児童生徒とその保護者に対し、一貫した相談支援体制の整備・充実を図っています。

福岡県特別支援教育推進ネットワークによる連携

福岡、北九州、北筑後、南筑後、筑豊、京築の地域ごとに、県立特別支援学校と教育事務所でネットワークを構成し、障がいのある幼児児童生徒に対する支援を行っています。支援の内容は、①県立特別支援学校に在籍する重複障がいのある幼児児童生徒の指導のための支援、②地域や幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校、高等学校等への助言・援助などです。
障がい種別にかかわらず相談を受け付けています。最寄りの特別支援学校へお問い合わせください。



就学の手続

就学先や就学手続について分からないことがあれば、各市町村の教育委員会にお尋ねください。



就学に必要な経費

特別支援学校や小・中学校に就学する幼児児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、学校給食費、交通費、修学旅行費、学用品購入費等の就学に必要な経費を補助しています。



福岡県内の特別支援学校所在地一覧



新しい県立特別支援学校3校の概要について

福岡県教育委員会では、平成28年11月に策定した「県立特別支援学校の今後の整備方針について」及び平成31年2月1日に決定した「県立特別支援学校設置計画」に基づき、令和7年度までに、新たに3校の県立特別支援学校の整備を進めています。

1 糸島市域に対応する新設校【糸島特別支援学校（仮称）】

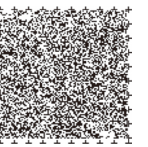
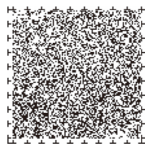
障がい種別	部	学校規模	設置場所	開校予定時期
知的障がい 肢体不自由	小学部・中学部・高等部	40学級程度	糸島市 (泊地区)	令和6年度

2 古賀特別支援学校の教室不足等に対応する新設校【宗像特別支援学校（仮称）】

障がい種別	部	学校規模	設置場所	開校予定時期
知的障がい	小学部・中学部・高等部	40学級程度	宗像市 (福岡教育大学敷地内)	令和7年度

3 太宰府特別支援学校の教室不足等に対応する新設校【早良特別支援学校（仮称）】

障がい種別	部	学校規模	設置場所	開校予定時期
知的障がい	小学部・中学部・高等部	40学級程度	福岡市早良区 (県立早良高校敷地内)	令和7年度



福岡県内の特別支援学校一覧

	学 校 名	障がい種別	設置学部等					訪問 教育 舎	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X
			幼	小	中	高	専					
1	県立築城特別支援学校	知的障がい	●	●	●				829-0102	築上郡築上町築城1561	0930-52-3121	0930-52-1574
		肢体不自由	●	●	●			○				
2	県立小倉聴覚特別支援学校	聴覚障がい	●	●	●				802-0061	北九州市小倉北区三郎丸2丁目9-1	093-921-3600	093-931-9904
3	県立北九州視覚特別支援学校	視覚障がい	●	●	●		●	○	805-0016	北九州市八幡東区高見5丁目1-12	093-651-5419	093-651-9095
4	県立特別支援学校「北九州高等学園」	知的障がい				●		○	809-0026	中間市大辻町18-1	093-246-3000	093-246-3010
5	県立古賀特別支援学校	知的障がい	●	●	●			○	811-3113	【小・中】（知的障がい・病弱） 古賀市千鳥4丁目3-1 【高】（知的障がい） 古賀市千鳥3丁目4-1	【小・中】 092-943-8674 【高】 092-942-7175	【小・中】 092-943-9159 【高】 092-944-4562
		病弱	●	●								
6	県立福岡特別支援学校	肢体不自由	●	●	●			○	811-0119	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目1-1	092-963-0031	092-963-3271
7	県立福岡聴覚特別支援学校	聴覚障がい	●	●	●			○	814-0021	福岡市早良区荒江3丁目2-1	092-821-1212	092-822-9861
8	県立福岡高等聴覚特別支援学校	聴覚障がい				●	●	○	814-0021	福岡市早良区荒江3丁目2-2	092-845-6931	092-822-6503
9	県立太宰府特別支援学校	知的障がい	●	●	●				818-0134	太宰府市大字大佐野557-1	092-924-5055	092-924-5089
		肢体不自由	●	●	●			○				
10	県立福岡視覚特別支援学校	視覚障がい	●	●	●			○	818-0014	筑紫野市牛島114	092-924-1101	092-928-8742
11	県立福岡高等視覚特別支援学校	視覚障がい				●	●	○	818-0014	筑紫野市牛島151	092-925-3053	092-925-5061
12	県立特別支援学校「福岡高等学園」	知的障がい				●		○	818-0047	筑紫野市古賀304	092-921-2244	092-928-0845
13	県立小郡特別支援学校	知的障がい	●	●	●			○	838-0123	小郡市下岩田2341-3	0942-73-3437	0942-72-9217
14	県立久留米聴覚特別支援学校	聴覚障がい	●	●	●				839-0852	久留米市高良内町2935	0942-44-2304	0942-45-0139
15	県立田主丸特別支援学校	肢体不自由	●	●	●			○	839-1212	久留米市田主丸町石垣1190-1	0943-73-1537	0943-72-4341
16	県立柳河特別支援学校	視覚障がい	●	●	●			○	832-0823	柳川市三橋町今古賀170	0944-73-2263	0944-73-6291
		肢体不自由	●	●	●			○				
	（大牟田分教室）	病弱	●	●	●				837-0911	大牟田市大字橘1044-1	0944-58-0308	0944-58-0308
17	県立筑後特別支援学校	知的障がい	●	●	●			○	833-0034	筑後市下北島318	0942-53-0528	0942-52-0329
18	県立川崎特別支援学校	知的障がい	●	●				○	827-0003	田川郡川崎町川崎2343	0947-72-7788	0947-72-6701
19	県立嘉穂特別支援学校	知的障がい	●	●				○	820-0206	嘉麻市鴨生328-1	0948-42-1511	0948-42-4508
20	県立直方特別支援学校	聴覚障がい	●	●	●				822-0007	直方市下境410-2	0949-24-5570	0949-24-5508
		知的障がい	●	●	●			○				
		肢体不自由	●	●	●			○				
21	北九州市立門司総合特別支援学校	知的障がい	●	●	●				800-0006	北九州市門司区矢筈町13-1	093-372-6631	093-372-6632
		病弱	●	●								
22	北九州市立小倉北特別支援学校	知的障がい	●	●	●				803-0846	北九州市小倉北区下道津4丁目3-1	093-592-2103	093-592-2104
23	北九州市立小倉総合特別支援学校	肢体不自由	●	●	●			○	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-3	093-921-0075	093-921-0190
		病弱	●	●	●			○				
24	北九州市立小倉南特別支援学校	知的障がい	●	●	●			○	802-0816	北九州市小倉南区若園4丁目1-1	093-921-5511	093-921-3766
25	北九州市立小池特別支援学校	知的障がい	●	●	●				808-0132	北九州市若松区小敷583-1	093-601-1298	093-601-1299
26	北九州市立八幡特別支援学校	知的障がい	●	●	●				806-0047	北九州市八幡西区鷹の巣3丁目7-1	093-641-8675	093-641-3738
27	北九州市立八幡西特別支援学校	肢体不自由	●	●	●			○	807-0075	北九州市八幡西区下上津役4丁目8-2	093-612-2210	093-612-2271
		病弱	●	●				○				
28	北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園	知的障がい				●			804-0093	北九州市戸畑区沢見1丁目3-47	093-861-0112	093-861-0114
29	福岡市立福岡中央特別支援学校	知的障がい	●	●	●			○	810-0065	福岡市中央区地行浜2丁目1-18	092-847-2789	092-847-2790
30	福岡市立若久特別支援学校	知的障がい	●	●	●				815-0042	福岡市南区若久2丁目3-13	092-551-2652	092-551-5551
31	福岡市立屋形原特別支援学校	知的障がい	●	●	●			○	811-1351	福岡市南区屋形原2丁目31-1	092-565-4901	092-565-4930
		病弱	●	●				○				
32	福岡市立南福岡特別支援学校	肢体不自由	●	●	●			○	812-0857	福岡市博多区西月隈5丁目6-1	092-581-2242	092-581-2988
33	福岡市立東福岡特別支援学校	知的障がい	●	●	●			○	813-0025	福岡市東区青葉3丁目8-1	092-691-5402	092-691-5401
34	福岡市立生の松原特別支援学校	知的障がい	●	●	●				819-0043	福岡市西区野方7丁目825	092-812-0151	092-812-0152
35	福岡市立今津特別支援学校	肢体不自由	●	●	●			○	819-0165	福岡市西区今津5413	092-806-8181	092-806-8180
36	福岡市立特別支援学校「博多高等学園」	知的障がい				●			812-0034	福岡市博多区下呉服町10-40	092-263-9300	092-263-9301
37	大牟田市立大牟田特別支援学校	知的障がい	●	●	●			○	836-0896	大牟田市天道町24	0944-56-9671	0944-52-0111
38	久留米市立久留米特別支援学校	知的障がい	●	●	●			○	830-0051	久留米市南1丁目2-1	0942-39-6131	0942-39-6132